

電気料金種別定義書

【動力】

株式会社グローアップ

目次

I. 総則	3
1. 適用	3
2. 実施期日	3
3. 定義	3
II. 契約種別および電気料金	3
4. 契約種別	3
5. 動力	3
6. 電気料金	4
III. 契約の変更	4
7. 契約電力の変更	4
8. 本定義書の変更および廃止	4
別表	5
1. 電気料金	5
2. 原料調整費	5

I. 総則

1. 適用

(1) 電気料金種別定義書【動力】（以下、「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下、「電気供給約款」といいます。）に基づき、動力をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

(2) 本定義書は、沖縄県および離島（その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限り）を除いた日本全国に適用します。

(3) 本定義書に定める料金および燃料費調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

2. 実施期日

「本定義書」は、2025年12月1日より実施するものとします。

3. 定義

(1) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間を言います。

(2) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間を言います。

(3) その他の言葉は、電気供給約款によるものとします。

II. 契約種別および電気料金

4. 契約種別

契約種別は、次のとおりとします。

需要区分	提供エリア	契約種別
電力需要	北海道電力管内	北海道 動力
	東北電力管内	東北 動力
	東京電力管内	東京 動力
	中部電力管内	中部 動力
	北陸電力管内	北陸 動力
	関西電力管内	関西 動力
	中国電力管内	中国 動力
	四国電力管内	四国 動力
	九州電力管内	九州 動力

5. 動力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において電灯または小型機器とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

契約電力は、需要場所における負荷設備の内容等を基準として、お客さまとの協議によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

6. 電気料金

(1) 料金は、基本料金、従量料金、電気供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進 賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および原価調整費の合計とします。なお、原価調整費は、別表 2（原価調整費）により算定された原価調整費の合計とします。基本料金、従量料金は、別表 1（電気料金）のとおりとします。

III. 契約の変更

7. 契約容量の変更

(1) 当社が、お客さまからの契約電力の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電力にもとづく基本料金を、変更を承諾した翌月の1日より電気料金の計算に適用します。

(2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電力を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電力を変更することはできません。

(3) 契約電力の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

8. 本定義書の変更および廃止

(1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款 2（電気供給約款の変更）に準じます。

(2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

(3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

別表

1、電気料金

基本料金・従量料金は、1月につき次のとおりとします。

	基本料金		従量料金単価	
北海道電力管内	契約容量1kWにつき	664円40銭	使用量1kWhにつき	2円00銭
東北電力管内	契約容量1kWにつき	630円30銭	使用量1kWhにつき	2円00銭
東京電力管内	契約容量1kWにつき	731円97銭	使用量1kWhにつき	2円00銭
中部電力管内	契約容量1kWにつき	550円00銭	使用量1kWhにつき	2円00銭
北陸電力管内	契約容量1kWにつき	539円00銭	使用量1kWhにつき	2円00銭
関西電力管内	契約容量1kWにつき	460円90銭	使用量1kWhにつき	2円00銭
中国電力管内	契約容量1kWにつき	568円70銭	使用量1kWhにつき	2円00銭
四国電力管内	契約容量1kWにつき	554円40銭	使用量1kWhにつき	2円00銭
九州電力管内	契約容量1kWにつき	571円44銭	使用量1kWhにつき	2円00銭

2. 原価調整費

(1) 原価調整費の算定

原価調整費は当社HPにて毎月発表いたします。

原価調整費は下記の計算式にて算定します。

原価調整費 = 託送使用料金単価 + 調達電源単価 + リスクヘッジ単価 + 容量拠出金単価 + 手数料単価

イ 託送使用料金単価の算定

託送使用料金単価とは、各託送会社の使用料金単価を適用いたします。

ロ 調達電源単価

JEPXのエリアプライスに各託送会社が設定する損失率を加味した金額に、消費税と受給管理手数料（0.81円）を加えた金額といたします。

ただし、これはJEPXより調達することを前提とした設定価格となり、JEPXより調達を行わない場合は別途定める金額を通知いたします。

ハ リスクヘッジ単価

リスクヘッジ単価とは市場価格高騰に備え、年間平均で30～120%の割合の間で固定価格の電源を購入します。その購入した電源と当社の該当月の総需要量の割合を元にリスクヘッジ単価を算出いたします。

ニ 容量拠出金単価とは

容量拠出金単価は下記の計算式にて算定いたします。
国で定めた容量拠出金の金額を元に算出いたします。

容量拠出金単価 = 容量拠出金金額 ÷ 該当月の当社の総使用量

ホ 手数料単価とは

手数料単価は下記の計算式にて算定いたします。

対象コスト ÷ 基準月の供給量

対象コスト：2,824,258円

基準月の供給量：3,034,832kWh